

ドッジ・ライン実施下における合理化政策と科学技術行政

その他のタイトル	Rationalization Policies and Scientific and Technological Administrations under the Enforcement of Dodge-line
著者	友松 芳郎
雑誌名	関西大学社会学部紀要
巻	9
号	1
ページ	1-31
発行年	1978-01-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00022921

ドッジ・ライン実施下における 合理化政策と科学技術行政*

友 松 芳 郎

まえがき

米ソ対立の激化という世界情勢を背景として、アメリカのわが国に対する占領政策は、「非軍事化とそのため民主化」から「前衛基地化とそのため援助」へ大転換し、その経済復興政策が、「ストライク報告」（1948年3月9日）を手はじめに、「ジョンストン報告」（1948年5月19日）、経済安定十原則（1948年7月12日）、企業三原則（1948年11月11日）という系列をたどって展開され、経済九原則（1948年12月18日）の指令にいたるまで、報告から勧告へ、説得から強制へと、急速にエスカレートするなかで、わが国産業経済も傾斜生産方式をテコに基幹産業が立ち直りを見せ、ようやく復興の軌道に乗ったことは、さきの拙論¹⁾において述べたところである。

しかし復興が軌道に乗ったといっても、それは所詮、経済性を無視した「量的」復興にほかならず、その域を越える改善、進歩の動きは、まだ微々たるものであったといえよう。このようなわが国産業経済の体質を性急に「質的」改善へと強制させたものこそ、まさしく、ドッジ・ラインであったといわなければならない。ドッジ・ラインこそは戦後における産業合理化政策の歴史の出発をなすものであった。そこでは、深刻な社会不安ときびしい不況を現出させながら、わが国産業経済の本格的な資本主義的基礎づくりが進められることになったのである。産業合理化に本来、主導的な役割を果すべき科学技術行政も、この渦中であって新しい動きをはじめたことはいうまでもない。

本稿では、朝鮮戦争勃発（1950年6月25日）までを取扱う。ドッジ・ラインは、これ以後も継続されるのはもちろんではあるが、その産業合理化政策は、この勃発によって著しく変貌するので、それは稿を新にして論ずることにしたい。

第1節 ドッジ・ラインの強行実施

ドッジ声明とその背景

総司令部の金融財政顧問として、1949年2月1日、ロイヤル陸軍長官とともに来日したジョセ

* 本稿は『関西大学社会学部紀要』第7巻第1号、第2号、第8巻第1号・第2号の拙論につづくものである。

フ・ドッジ公使（デトロイト銀行頭取）は、さきに米国政府が日本政府に直接指令した「経済九原則」²⁾（1948年12月18日）を踏えて、3月7日（1949年）内外記者団を前に、徹底した経済安定計画の無条件実施を迫る声明³⁾、いわゆる「ドッジ・ライン」を宣言したのである。これは、高進するインフレ下の乱脈な日本経済に対する抜本的な正常化を目ざして、一挙に安定の達成を強行する計画であって、日本側で、漸進的な復興計画を練ってきた経済復興計画委員会⁴⁾（1948年4月経済安定本部内に設置）の意表を突き、日本経済界にまさしく甚大な衝撃を与えるものとなった。

米国政府が、わが経済復興計画委員会の生ぬるい復興計画を斥けて、このように一挙安定の達成を迫ってきた背景には、きびしい世界情勢の認識があったと考えられる。即ち、ソ連のベルリン封鎖（1948年6月24日～）など冷戦激化、危機感の増大にそなえて、マーシャル・プランによるヨーロッパ反共経済体制を軍事的に保障すべく、北大西洋安全保障機構（NATO）の構想が進められていた。他方、戦時経済から平時経済への切り換えに成功し、景気の上昇基調をつづけてきたアメリカでは⁵⁾、1948年秋から物価は下向線をたどり⁶⁾、不況の様相が濃くなってきた。事実、翌年2月には、農産物、株式両市場の暴落⁷⁾を契機として、その後世界的な物価の下向を招き、国際経済は停滞縮少の傾向をとり、やがてアメリカの世論には、納税者の大きな負担を軽減するため占領地に対する援助を削減せよ、という声が高まってくるのである。一方、アジアでは、中共軍北京無血入城（1948年12月15日）など中国革命の勝利に対処する極東軍事体制の設定について、早急な検討を迫られていた。

ロイヤル米陸軍長官今回の来日目的が、ここにあったことはいうまでもない。しかも、ロイヤル長官がドッジ公使と相たずさえて来日したということは、まさに、ドッジ・ラインが、このような軍事的経済的世界情勢と表裏一体をなすものであったことを、如実に物語っていたといっても過言ではないであろう。アメリカの世界政策にとって、「日本の早急なる自立と安定」がいかにも必須不可欠の要請であったかということは、あまりにも明らかではあるまいか。

ドッジ・ラインの意味するもの

この前年（1948年）、西独の通貨政策に功績を挙げたドッジ公使は、わが国に対しても、絶大な自信をもって、その経済安定計画の完全実施を迫ってきた。ドッジ・ラインは要するに、さきの経済安定九原則²⁾の具体化であり、その究極目標³⁾は、わが国に対するアメリカの経済援助を削減し、日本の輸出能力の増進によって、対米依存を脱却せしめ、わが国経済の自立体制を早期に達成せしめることにあった。そのために、アメリカの援助と国内補給金という、ドッジの名づけた「竹馬の二本の足」を切り捨てて、これまで公定価格体系に支えられてきた統制経済体制を、需給にもとづく経済競争に支えられた自由経済体制に性急に引き戻すべく、一挙に、均衡財政の確立を意図するとともに、単一為替レート（1ドル＝360円）を設定することによって、わが国を国際経済の競争場裡にリンクし、復帰させようとする荒治療を強行したのである。ここで均衡財政

といっても、それは、単に赤字をなくすというだけではなく、逆に黒字にして、既存の政府債務の償却を進めることによって、通貨の一そう徹底した縮減をはかろうとするもので、まさに超均衡デフレ政策といわれる所以であった。従って、国民は否応なく重税を覚悟しなければならなくなったのである。

単一為替レートの設定（1949年4月25日⁹⁾によって、これまで360円よりも円安のレートで採算を維持してきた輸出産業（生糸、鋼船、ラジオセット、セルロイド、板ガラス、自転車、陶磁器など）は、円切り上げの不利のうえに、いわゆる「竹馬の足」を外されて、きわめて輸出困難な状況に追い込まれ、合理化によるコスト切り下げか、倒産かの岐路に立たされた。また、これまで円高レートの産業（綿糸布、人絹織物、鋼材、セメント、苛性ソーダなど）は、一見有利に見えても、やはり「竹馬の足」を切られるかぎり、合理化が不可欠であった。ことに、さきに述べたように、当時国際経済が停滞縮小し、ドル不足におちいていた西欧諸国が、自国通貨の切り下げをもって、きびしく競い合う国際貿易場裡に、わが国の商品は、いわば“裸生産者価格”で投げ出されたのであって、「自立と安定」を達成するために、あらゆる面における合理化の徹底こそが死活の課題として迫ってきたのである。

ドッジ・ラインを援護するアメリカ側の諸政策

ドッジ・ラインを実施するために、総司令部は、復興金融公庫（1947年1月25日創設）の融資活動を停止し⁹⁾、これに代るものとして見返り資金特別会計を設立（1949年4月1日）経済自立に資する重要産業への融資にそなえた。これはガリオア（占領地域救済資金）、エロア（占領地域経済復興資金）など対日援助物資の払い下げ代金を、その資金とするものであった。元来、復興金融公庫は、敗戦後のインフレを抑制するために打ち切られた軍需補償に代るものとして設定され¹⁰⁾（1947年1月25日）、生産の復旧を優先化させてインフレを抑圧しようとする政策にもとずいて、傾斜生産方式などを資金的にバックアップすることを任務としてきたのであるが、その大きな補給金融資（1320億円に達していた）が、却って、インフレを高進させる源泉であるとして¹¹⁾、その活動に終止符が打たれたのである。また、対日援助物資の払い下げ代金は、それまで複数為替レートの操作資金として、輸出入補給金の形で使用されていたのを封ずるため、見返り資金は総司令部の厳重な監督下におくことによって、アメリカからの援助も、日本の財政経済の運営から切り離された。こうして、「竹馬の足」は切り捨てられることになった。総司令部の監督下におかれた見返り資金は、当初の半年間は「通貨・財政の安定」の役割をもたされ、私企業への融資がおくれたが、1949年10月以降、わが国重要産業の機械設備近代化に大きな役割を果たすことになったのである（後述）。

米国政府は、「ポーレー報告」（1946年11月）の厳しい報復的な対日賠償から転じて、「ストライク報告」（1948年3月）、「ジョンストン報告」（1948年5月）、「ドレイバー報告」（1949年3月）と、その賠償取り立ての縮減につぐ縮減を重ねてきたが、ドッジ・ラインの実施にともなって、

1949年5月12日、ついに賠償取り立ての全面中止指令を発し¹²⁾、極東委員会アメリカ代表マッコイ少将は、「今後日本からいかなる賠償撤去にも反対するとともに、日本の平和産業を一切制限すべきでない」という強い態度を声明した。これは、ドッジ・ラインを積極的に援護する目的に立つものであったことはいうまでもない。しかし、極東委員会参加の諸国は、アメリカの声明に大きな衝撃をうけ、日本工業の無制限許容に強い不安を表明¹³⁾したが、この画期的な措置によって、賠償に指定されていた諸施設をもつ重化学工業関係の大企業が、いっせいに立ち直ることになった。

これと呼応して、総司令部は、独占禁止法の改正、禁止事項の緩和措置を指令した（1949年6月18日施行）。これは主として外資導入を容易ならしめる措置であったが、その結果、技術導入や科学技術の情報交換の道が開かれることになった¹⁴⁾。

ドッジ・ラインの目ざす経済安定計画を税制面から補完するため、恒久的な税制体系案がシャープ税制使節団（1949年5月10日來日）によって、シャープ勧告¹⁵⁾という形で発表された（1949年9月15日）。日本政府は、これにもとずき、税制改革を断行することになった。勧告は「経済安定には、インフレを阻止するだけの税収が必要であり、同時に税負担が生産の障害になるほど重くあってはならない。この二つの目的を同時に達成する体系を案出すること」を提言するものであった。この勧告が、直接工業技術政策に関連するところは、固定資産再評価を通じて、減価償却不足を是正し、わが国企業のいちじるしく立ち遅れている機械設備の近代化推進をはかったことである。

さらにまた、これまで総司令部の管理の下におかれていた貿易は、日本政府への移管が、輸出に対しては1949年12月に、輸入に対しては1950年1月に行われた。これは前年（1948年）西独の貿易改革に成功をおさめて來日したローガン氏の構想¹⁶⁾にもとづく自由競争原理に立つものであって、これによって、わが国企業も、いよいよ世界貿易場裡へ復帰することになったのである。

このようにしてドッジ・ラインの実施は、まさに対日占領政策大転換¹⁷⁾の具体化であったといえることができる。しかもそれは、日本経済がアメリカの支配下に完全に組み込まれながら、アメリカの要求する「早急なる」自立と安定への道を忠実に歩みはじめる転機となったのである。実は、ドッジ・ライン実施以前の日本産業経済は、やや安定の兆を見せていた。つまり、1947年以降進められてきた傾斜生産方式によって、生産水準は順調に上昇し、インフレの高進は鈍化し、実質賃金も向上してきていたからである。しかしそれは、所詮、「インフレの波に乗り、赤字融資と補給金に支えられたいわば偽装の回復であることはいなめなかった¹⁸⁾」。このような偽装は、厳しい世界情勢のなかでは、もはや許さるべくもなかったのである。ドッジ・ラインの実施によって、さしものインフレも急速に収縮した。その反面、たちまち有効需要の減退という重大な事態を招くことになった。生産費切り下げのために強行された増産は滞貨を累増させ、各種の統制は廃止されたものの、資金繰りは行詰り、人員整理と企業倒産が高進して、いわゆる安定恐慌の様相を深刻化するにいたった¹⁹⁾。わが国の経済基調は一変してしまった。われわれは、前途に幾多の困難を抱えながら、資本主義を根底的基盤から造成し、自由経済に立ち戻るべく、そこに

「自立と安定」の道を求めなければならなかったのである。

第2節 産業合理化政策の発足

生産方式と行政機構の合理化

総司令部からドッジ予算案をつきつけられた第3次吉田内閣（1949年2月16日成立）は、選挙公約であった減税をはじめ、公共事業などの基本政策を棚上げして、ドッジ・ラインを無条件に実施することが至上命令となったのはいうまでもない。そこには復興よりも安定を先決とする大原則が貫徹されなければならなかった。政府は、この要請にもとづく合理化政策を積極的に推進することになったのである。

これまで、わが国経済復興の核心をなしてきた傾斜生産方式も、この要請にこたえて、量的拡大よりも、質的向上をめざす集中生産方式へ変更された。すなわち、従来の傾斜生産方式が、当該産業部門の全企業にわたり、優劣を問わず、すべて重点的に取り扱われたのに対し、同一産業部門中でも、生産能率が高く、製品の品質の優秀な企業に資金、資材を集中的に投入して、生産を一そう効果的に高める集中生産方式が採用されたのである²⁰⁾²¹⁾。このとき、どの企業が優秀かということは、官庁側が査定するのではなく、需要者の希望を生かして決定するという方法がとられ、この主旨にもとづく「輸出品生産資材等確保要項」が公布された（1949年3月25日）。しかし、この合理化方式は、結果的には、大企業の整備、中小企業や地方産業への圧力増大を不可避とする両極分解、弱者淘汰へとつながることになったことに注目しなければならない。

政府は、戦中、戦後の水ぶくれした官庁の行政簡素化、能率化等の合理化を推進するため、かねて、行政整理について検討をつづけてきたが、1949年3月4日設置された行政整理本部は、非現業3割、現業2割の人員整理（但し、警察官、検察官、刑務職員及び学校職員には、この原則を適用しない）と、行政機構の3割縮減を決定した²²⁾²³⁾（1949年4月8日）。そして国会でもみにもんだ行政機関職員定員法（1949年5月31日成立）によって、政府職員28万5千余人、地方公共団体職員13万4千余人が整理されることになった²⁴⁾²⁵⁾。また人員整理10万人に及ぶ国鉄に起った下山、三鷹、松川の3怪事件は、レッド・ページへの口実をつくるものとなったのである。

行政機構は、つぎのように改革された（1949年6月1日）。

- （1） 商工省と貿易庁を統合して通商産業省を新設。外局に資源庁を設置。
- （2） 通信省を郵政省と電気通信省の2省に分ち、電波庁、航空保安庁を電気通信省の外局として設置。
- （3） 経済安定本部を総理府から切り離し、省なみの独立機関とする。
- （4） 運輸省の現業部門を日本鉄道公社とし、鉄道総局、海運総局を廃止。
- （5） 文部省は、従来の諸局を全面的に再編成する。

このような改革整理のなかで、技術行政に関連のある通商産業省関係を以下において、また科学行政に関連のある文部省関係を第3節においてみていくことにしよう。

通商産業省の新機構と産業合理化行政

ドッジ・ラインに最も直結するものとして新に登場した通商産業省²⁶⁾（以下、通産省と略称する）は、また技術行政において主導的立場を占めるものであった。そもそも通産省の役割は、日本経済が本質的に国際通商を基本とする交易経済であることに思いを致し、産業行政の方向を従来のごとき国内経済中心主義から進んで国際通商中心主義に切り換えることにあった。すなわち、国際経済体系への参加態勢を確立し、わが国経済の自立を達成するため、輸出産業の飛躍的振興をはかり、貿易と生産との連繫を一そう緊密ならしめることが通産省の使命であった。

従来の商工省は、商工本省と石炭庁が、生産行政を掌握して、動力および基礎生産材の増産と生活物資の確保とを中心とする国内産業の再建に重点をおく機構の建て方になっていた。そして貿易庁は商工省の外局として、政府貿易の当事者となるとともに、限られた民間貿易の調整、その他貿易業務を担当していたのであるが、これでは貿易振興のための行政を強力に推進するのに不十分であるといわざるをえなかった。

これに対して、新しい通産省では、通商局および通商振興局という通商関係の部局を、通産省の中核におき、物資の生産を掌握する各局——通商繊維局、通商雑貨局、通商機械局、通商化学局、および通商鉄鋼局——を輸出品生産原局として、その役割を明確ならしめるとともに、通商と生産の一体化をはかろうとするものであった。そして輸出を振興するためには、生産増強とならんで産業合理化によるコスト引き下げ、品質の向上が不可欠であるが、特にこの役割を受け持つものとして、通商企業局を新設し、産業合理化についての総合的施策の立案実施を担当させることになった。また、石炭、鉱物、電力などの国内資源に関する行政をつかさどる部局をまとめて、資源庁と名づけ、通産省の外局とした。この他、商工省時代に設置された工業技術庁²⁷⁾、特許庁および中小企業庁は、その機構をほぼそのまま踏襲して、通産省外局においた。このような通産省の機構の建て方は、貿易依存性を夙くから行政機構に反映させていたイギリスの商務省 Board of Trade の機構を範としたものようである²⁸⁾。

ドッジ・ラインの本命である産業合理化政策を担当するべく新設された上記の通商企業局では、1949年6月1日「企業行政の新展開について」²⁹⁾と題する文書を発表して、新しい企業行政のあり方を述べ、その中核をなすものが企業合理化行政であることを明かにした。これは、まさに通商企業局が行わんとする企業行政の基本理念の表明であった。まず新しい企業行政のあり方については、つぎのように定義している。

「企業行政とは、企業実態の適確な把握のもとに、広く国際経済との関連の下に、企業合理化を推進するための基盤と環境の育成をはかりつつ、企業に対し、その努力目標を与え、企業内部及び企業相互間の合理化と国民経済の真の均衡化を期するものである。」

これによれば、従来の通産行政が、物資の配給、統制を通じて通産省各原局が、個々企業内の製品別に依拠して、それぞれ指導行政を行うことを建て前としていたのに対して、新しい企業行政は、一つの統一体としての企業を重視し、これを行政の対象として、その企業全般に関して指導行政

を行なうものであることに注目しなければならない。従って、このたびの機構改革は、この理念にもとずいて、内容別機構から対象別機構への改革であったとすることができるであろう。

このように企業行政の中核をなすものは、企業合理化行政であるとされたのである。それでは、企業合理化とは何かについて、まず、つぎのように分類される。即ち、

「一般に企業合理化というときは、所謂、狭義の企業合理化と産業合理化とを意味する。そして、狭義の企業合理化は、①一企業内の合理化と、②企業相互関係の合理化に分けられる。また産業合理化は③国民経済の合理化（国際経済との関連において）を意味する」と。

当時、独禁法は、上述のように（４ページ）一部緩和された（1949年6月18日）とはいえ、なお厳存し、しかも占領下であるという状況のもとでの企業合理化行政は、この3つの分類のうち①の一企業内部の合理化に重点をおかざるをえなかったのであるが、わが国が貿易立国の建前をとり、輸出振興を中軸として、国際経済との均衡のもとに、国民経済の安定的均衡を再建せねばならぬことであり、従ってわが国経済の構造的再編成という広い観点を無視するわけにはいかなないのである。しかも戦後、労働組合の抬頭した状況では、企業合理化も、賃金引き下げ→合理化→コスト引き下げ→生産増加→利潤増加の線をとることができず、実質賃金の確保→合理化→生産増加→コスト引き下げ→利潤増加の方法を選ばざるをえない。このことは、反面からいえば、消費市場の拡大による国民経済の均衡の確保という前提に立つものであり、従って、それはまた広く上記③の産業合理化との密接な関連のもとに行わべきことを意味するのである。

さらに、企業合理化の内容と目的については、

- (1) 技術的合理化
最小費用最大効率の達成（最適操業度の確立）
- (2) 経営的合理化
資本効率及び利潤の最大限確保（最有利操業度の確立）
- (3) 国民の経済的合理化
国民経済バランスの確保

以上のような企業合理化を行政として具体的に実施するためには、その範囲、程度、順序、緩急度及び傾斜度が考えられなければならない。その際、企業合理化の前提条件として、考慮すべきわが国経済のおかれている歴史的な性格若しくは状況として、つぎのものが列記されている。

- (1) 過剰人口と過剰設備の存在。
- (2) 資源の貧困。
- (3) 原材料生産設備及び労働力の市場の狭小。
- (4) 生産部門の不均衡発展。
- (5) 流通部門の機能低下。
- (6) 資本蓄積の枯渇。
- (7) 有効需要の減退（消費市場の狭小）。

- (8) 生産施設の老朽及び技術の低下。
- (9) 均衡予算（金融逼迫）。
- (10) 労働階級の抬頭（社会化の必然性）。
- (11) チープレーバーの禁圧（国際貿易憲章）。
- (12) 国内経済体制の民主化（民主化法令）。
- (13) 東洋市場の狭小。
- (14) 世界的物価低落。（2ページ参照）

このような企業行政を進めるに当っては、企業の実態について総合的な調査、統計、分析が必要となるが、その調査は早速着手され、「経済安定計画実施後の主要業種の実態」と題して、1950年1月の『通産時報』に発表されたのである。

ところで、通商企業局は、このような企業行政の基本理念にもとずき、1949年7月5日、「企業合理化方策の確立に関する件²⁹⁾」を省議に提出し、企業合理化の基本方針と構想を明らかにした。基本方針は、つぎの3項目である。

- (1) 企業の合理化は、国際価格への速かなる翰寄せを根本の目標とする。
- (2) 企業の合理化に当っては、合理化を促進する環境の育成を主眼とし、企業内部の合理化については、特に必要ある場合を除く他、極力、企業自体の創意工夫に俟つものとする。
- (3) 企業の合理化は産業合理化の一環をなすものであるから、合理化の前提条件として将来の産業構造よりみた各産業の指導方針を併せ確立する。

この第1項目は、ドッジ・ラインの実施を至上命令とするわが国にとって存亡にかかわる課題である。第2項目は、さきに指摘した「内容別機構から対象別機構への改革」（7ページ）という企業行政の基本理念から必然的にみちびかれる方針であって、そこでは、企業合理化の促進といっても、政府の介入と挺入れによる推進は、かえって企業の自立性を損うものであるから、あくまで企業の自主自律による合理化を側面から啓蒙し、指導し助言を与える民主的な方針が貫かれたのである³⁰⁾。また、第3項では、早くも産業構造政策的な発想がとられていることが注目されるであろう。

なお、この基本方針の実施要領の1つとして、合理化委員会の設置が構想されているが、これは後日（1949年12月24日）発足する産業合理化審議会として結実することになった（後述）。

ここに述べられた合理化の基本方針ならび構想は、1949年9月13日、閣議において決定された「産業合理化に関する件³¹⁾」のなかに盛りこまれた。とくに技術行政の点からみれば、「能率の向上および能率指導」「試験研究の奨励及び優秀技術の普及」「外資導入の促進」等を取りあげているので、それを引用しよう。

「能率の向上及び能率指導」については

- (1) 工業標準化法に基き、速かに標準規格を設定するとともに、表示制度を積極的に活用する。

(2) 品質の向上を図るとともに、公正なる競争を確保するため、商品の品質及び優良度について、製造業者、販売業者の申出に基いて認定を行い、優良品の表示を附する。優良品の認定を行うため、通商産業省に優良商品認定審査会をおく。

(3) 原材料管理、工程管理、品質管理、人事管理、事務管理、賃金支払形態その他企業の科学的管理の実施を図るため、その標準方式を認定し、その普及を図る。

(4) 能率診断制度を設け、企業の申出に基き、企業の全般にわたり、政府職員をして能率診断を行わせしめ、その結果に基き勧告を行う。能率診断の実施に当っては、民間の経営者を非常勤職員として採用し、その知識経験を活用する。

“試験研究の奨励及び優秀技術の普及”については、

(1) 試験研究機関の整備充実を図るとともに、試験研究費は可及的に予算に計上するものとし、且つ、その運用の一元化を図る。

(2) 試験研究成果の工業化を積極的に行うものとし、これがため必要な措置を講ずる。

(3) 設備の近代化を図るため、近代的生産様式の研究を行い、これが普及を図る。

(4) 外国技術の導入を図るため、技術者の海外渡航の実施をはかるとともに外国工業所有権、設備及び機器の購入資金として、エロア賃金の利用を懇請する。

(5) 工業所有権の有効な活用を図るため、企業の申出に基き工業所有権の実施の斡旋を行う。

“外資導入の促進”については

(1) 外資導入を阻害する原因の除去を速に行い、合理化の進展を図るものとする。

イ、統制の緩和 ロ、税制の改善 ハ、送金方法の確立。

(2) 産業構造との調整に留意し、各産業について、その導入方針を確立する。

さらに、そこで提議されていた産業合理化審議会は、通商企業局で設置要領を作成して準備をすゝめた結果、1949年12月24日、第一回の総会が内閣総理大臣公舎で開催される運びとなった。これは通商産業大臣の諮問機関であって、その会長に通産大臣をあて、委員約130名で組織されたのである。発足の当初、つぎの31部会がつくられた³²⁾。

1. 総会 2. 一般 3. 綿業 4. 化繊 5. 絹業 6. 麻毛 7. 繊維二次製品 8. 染色 9. 紙業 10. ゴム 11. 窯業 12. 皮革 13. 生活用品 14. 産業機械 15. 電気機械 16. 通信機械 17. 精密機械 18. 車輛 19. 鋳鍛 20. 有機 21. 無機 22. 油脂 23. 化学肥料 24. 鉄鋼 25. 鉄鋼2次製品 26. 石炭 27. ガス・コークス 28. 鉱山 29. 金属 30. 石油 31. 電力

こうして、産業界の衆知を集めた機関が整備され、わが国産業合理化政策が本格的に推進されることになったといえるであろう。

1949年（12月27日）の外電³³⁾は、米国政府の専門筋の見解として、日本経済には、つぎの5つの項が課せられていることを指摘している。すなわち、1) 十分な原材料と食糧の獲得、2) 産

業の能率向上と輸出品の増産，3) 海外販路拡張の努力の促進，4) 船舶運賃，保険料による貿易外収入の増加，5) 外資の導入，の5つであるが，このうち，最後のものが最も重要だと伝えていた。しかし外資導入については，第1節で述べたように（4ページ），すでに独禁法の改正によって，技術導入等を容易ならしめる措置がとられていたのであるが（1949年6月18日），国際情勢として，中華人民共和国の成立（1949年9月21日），ソ連原子爆弾所有の公表（1949年9月25日），東ドイツ人民政府樹立（1949年10月7日）等，共産勢力の進展するなかで，講和条約がまだ締結されないわが国は，国内的にはドッジ・ラインの実施による安定恐慌の渦中であって，このような不安定の状況では外資導入は望むべくもなかったのである。しかし秋ごろには先に述べたように（4ページ），さしものインフレも急速に収縮に向い，（通貨発行高は3000億程度を持續），各種の統制も続々と廃止され，自由経済への復帰も間近いと見られたので，12月1日（1949年）にいたって「外国為替及び外国貿易管理法（外為法と略称する³⁴⁾」が公布されたのである。これによって，技術料，特許料等の時価の支払い，契約期間1年未満の技術援助，元本償還期間が1年未満の貸付外貨等の導入が可能となった。しかしさらにこのほかに，特にわが国重要産業の発達，あるいは国際収支の改善に寄與する外資に対して，外貨送金の長期保証が必要となる場合については，1950年1月から日米合同審議会が十数回にわたって開かれ，その保証措置等の検討が重ねられた。その結果，1950年5月10日，外為法の特別法として「外資に関する法律³⁵⁾」（外資法と略称する）が制定されたのである。こうして外資導入の基本的規則が整備され，民間外資の本格的導入（資金外資及び技術外資）が可能となった。因みに，この法律は，その第1条に「日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外資に限り，その投下を認め，外資の投下に伴って生ずる送金を確保し，且つこれら外資を保護する適切な措置を講じ，もってわが国に対する外資投下のための健全な基礎をつくることを目的とする」。とうたわれている。従ってこの法律は，技術援助契約において，その対価の支払期間が1年を越えるもの，また当該契約の更新の結果，当該期間が通算1年を越えるもの——これらを甲種とよぶ——を対象とするのであって，これに対して，さきの外為法で取り扱われる対象は乙種とよばれている。

技術導入はわが国産業技術の著しい立ちおくれを速かに克服して，国際的な技術水準達成の捷径として，時間的にも，経済的にも，最良の方法と考えられ，また同時に内外市場におけるわが国製品の信頼性を高める手段でもあるとされた。さらにまた従来輸入に依存してきた製品の国産化を可能にしたり，ひいては重化学工業への移行をねらいとする産業構造の高度化にも重要な役割を期待されたのである。

政府は，1950年度技術導入計画資金（1月から6月まで）として，8763168ドルを支出し，次のような計画を科学技術行政協議会（STAC）を通して立案した³⁶⁾。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1) 技術導入と特許権購入 | 3,200,000ドル |
| 2) 工業所有権の海外出願 | 500,000ドル |
| 3) 科学技術者の海外派遣 | 1,769,500ドル |

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 4) 経済人並に統計家の派遣（含米国経済人の招へい） | 190,000ドル |
| 5) 研究用機械並に産業用機械 | 2,703,668ドル |
| 6) 技術文献並に経済、統計、医学に関する文献 | 300,000ドル |
| 7) 国際学会協会への加入金 | 100,000ドル |

しかし龍大な滞貨をかかえて、安定恐慌の渦中にあるわが国の産業界では、制度的には、こうして必要な導入措置がすべて打たれたにもかかわらず、外資法制定後1ヶ月半にして勃発した朝鮮戦争（1950年6月25日）までは、積極的な外資導入はほとんど日程にのぼるべくもなかったのである。

以上この節では、産業合理化政策を政府の側から見てきたのであるが、次には産業界の側から、それがどのように行われたかを見ていこう。

産業界における合理化政策と技術の状況

ドッジ・ラインの衝撃（1949年3月）にひきかえ、賠償撤去の打ち切り声明（1949年5月）や経済力集中排除完了の声明（1949年8月）は、わが産業界、ことに大手大企業にとって、大きな朗報であったにちがいない。これらの政策によって、わが国産業経済は復興自立に立ち向う契機を与えられたのである。産業合理化政策の最大の課題は、国内資源を最も有効に活用して、自給度を向上するとともに、国際競争に耐えるような産業体制を確立することであった。当初の段階では、もっぱら個々企業内の合理化、なかんずく、立ち遅れた生産技術面や設備面の改善、合理化に重点がおかれていた。このため国内技術研究の促進、設備機械の国産化の措置を講ずるとともに、製品の質的向上をはかり、生産労働や経営事務を能率化する科学的管理技術の導入などが進められた。これらは、いわば“金のかからない合理化”であった。巨額の資金を必要とする設備の近代化等、外国技術の導入は、国際水準に追いつくために不可欠のものとして強く要望されながら、前述のごとく、復興金融公庫からの融資が打ち切られ、見返り資金が未だ産業界への融資に動かないかぎり、資本蓄積の乏しい産業界にとっては望むべくもなかったのである。それどころか、滞貨金融に行き詰った企業は、工場閉鎖、過剰人員の整理、企業倒産という形で企業合理化を冷酷に進めざるを得なかった。1949年2月から1950年2月までの1年間に、整理人員は50万人を超え、人員整理を実施した事業所数は、1万を越えるという恐るべき状況であった³⁷⁾。

しかし、1949年10月以降、ようやく見返り資金特別会計からの融資が活発化するるのであるが、1950年末まで（1949、1950年度の両年分を合わせて）の私企業への融資総額は523億円に達し、これは住宅金融公庫、政府の建設事業資金等を合せた総運用額の27%を占めている（見返り資金廃止時までの、私企業直接投資総額は1340億円に及び、総運用額の39%を占めることとなる³⁸⁾）。523億円を産業別に見ると、電力200億円、造船212億円が主たるもので、これに反し、復興金融公庫が活用されていた時代（1947～8年）に大きな比重を占めていた石炭への融資は62億円にすぎず、鉄鋼、肥料にいたっては、それぞれ22億、5億円といった微々たる額になっている。この

ような産業政策の重点の変化は、さきに傾斜生産方式で最優先化されていた石炭や鉄鋼、肥料が復興金融公庫時代に、国家資金の全面的支援のもとに、生産復興を一応達成したのに対し、従来取り残されてきた電源開発および外航船建造を長期低利の巨額の資金により、強力に促進することが必要となったためである。

石炭 しかし、石炭、鉄鋼などの生産復興が達成されたといっても、それは量的達成であって、質的な面では、欧米にくらべて、著しい立ち遅れが覆いかくされていたといえよう。即ち、石炭鉱業では、石炭の生産量は、ほぼ計画に近く増大したが、量の確保を急ぐあまり、品質はかえって低下する傾向にあった。そして切羽が深部に移行し、坑内施設が拡張され、採掘条件が悪化するに従って、生産能率の向上は遅々として進まず、炭鉱労働者の数は毎月相当増加しているにもかかわらず、出炭の増加が、これに伴わぬため、生産費は著しく高騰した。従って、わが国石炭の自然的賦存状態が諸外国より劣悪であることと相俟って、一般物価に比して、炭価はきわめて割高になっていた。ドッジ・ラインの実施によって、価格差補給金が打ち切られると、後で述べるように、いわゆる“高炭価問題”が一挙に顕在化したのである。政府はすでに、ドッジ・ライン実施以前から、石炭鉱業に対しては、合理化政策として雇傭増を抑制し、合理的配置転換をすすめる（1948年5月および11月）³⁹⁾とともに、炭鉱の機械化を促進する方針を打ち出していた（1948年8月7日）⁴⁰⁾。わが国の炭坑の機械化が遅れた主要な原因は、企業資本の不足はいうまでもないことであるが、従来優秀な炭坑機械メーカーが少なかったこと、使用機械や材質に対する根本的研究が不十分で、そのために故障がきわめて多かったこと、などは見のがし得ないところである⁴¹⁾。そこで石炭庁に「臨時炭鉱機械化推進本部」を設置し、採掘技術の機械化を強力に推進することになった。この方針にもとずき、1949年になると、エロア資金の援助で、アメリカ製のコールカッターや、ローダーなどが輸入されたが、わが国の炭坑は、アメリカの炭坑とは炭層や坑内条件の違いが大きく、輸入機械の大半は遊休化してしまった。これを契機として、ドイツ、イギリス等からも活潑に機械技術の導入が行われた。その結果カップ採炭法が実用化され、長壁切羽における採炭に画期的な進歩もたらされた。政府は、この経験を踏み台にして、国産炭鉱機械の試作、採炭掘進などの炭鉱技術の研究補助費を交付して、積極的に推進したのである⁴²⁾。

ここで、“高炭価問題”に戻ると、これは石炭の主要な需要先、とくに鉄鋼、ガス、セメント、硫安、ソーダ、鉄道などに、深刻な打撃を与えるものであった。つまり、ドッジ・ライン実施までは、石炭トン当たり1000円で購入できたものが、価格差補給金が打ち切られて、一挙に3344円という高値を押しつけられることになったからである。このため、たとえば鉄鋼製品の原価構成に占める石炭価の比率は40%から57%に急昇し、鉄鋼業は国際競争に堪え得ないまでの苦境に追いこまれることになった。さらに造船業、機械工業、延いては、日本の重化学工業の国際進出が、甚しい不利を蒙り、その存立も危ぶまれることになった⁴³⁾。実はそればかりではなく、やがて中東の有利な石油の進出とともに、石炭産業自体をも危機に導くものであったのである。

石油 といえば、石油産業が外資と接触したのは、比較的早かった。外国資本と提携を結んだ石

油企業は⁴⁴⁾、1949年2月、東亜燃料とスタンダード・バキューム、3月に日本石油とカルテックス、三菱石油とタイドウォータ、6月に昭和石油とシェル、興亜石油とカルテックスと相続いた。6月には「現在の製油所の操業制限の緩和に関する決定の基礎をつくるために」、ヘンリー・W. ノーエルが来日した。このような状況をふまえて、石油精製8社（日本石油、昭和石油、東亜燃料、丸善石油、大脇石油、興亜石油、日本鉱業、三菱石油）は、6月初旬、政府に「原油の輸入ならびに国内精製に関する申請書」を提出、6月末通産大臣名をもって、総司令部に「太平洋沿岸12製油施設の閉鎖解除」の懇請を行った。その結果7月、総司令部から「太平洋岸製油所の操業および原油輸入に関する覚書⁴⁵⁾」が発せられた。その内容は、「それまでの石油操業禁止に関する指令を廃止、1950年1月を目標に活動開始の準備をせよ」というものであった。そして、9月に提出されたノーエル報告⁴⁶⁾によれば、「日本の石油需要をまかなうには日本の既存製油所を復旧し、日本の石油輸入を製品から、原油に切りかえるのが最善の策である」ということであった。こうして、わが国も、世界の石油産業がスローガンとした「消費地精製主義」の道を踏み出し、それが、やがて高価な石炭から、安価な石油へのエネルギー源転換に発展するのであった。

鉄鋼 当時、アメリカと日本では、一部から、日本鉄鋼業廃止論⁴⁷⁾が起った。それは、戦後日本の苦しい経済状態のなかで、あまりにも金のかかりすぎる鉄鋼業を育成することに疑問がもたれたからである。（終戦から5ヶ年間に137億円の設備投資が行われたが、それは専ら、高炉、平炉をはじめとする設備の補修に止まり、単に量的復興に向けられたに過ぎなかった⁴⁸⁾）これに対して、鉄鋼業界からは、つぎのように反論している。即ち「鉄鋼生産には、多額の補給金を受けているのは事実であるが、これはもっぱら、鉄鋼のユーザー側に対する補給金と解すべきものであり、日本鉄鋼の高値は、原材料のなかでも、特に内地炭の高値に由来する。設備や技術面の合理化は、鉄鋼業側の努力で解決できる問題であるが、高炭価問題に、それほどの責めを負うことは出来ない⁴⁷⁾」というのであった。このような見解に立って、鉄鋼業存立の必要性を強調するとともに、鉄鋼業としての合理化努力が懸命に進められたのである。

まず、ドッジ・ラインの要請する日本経済自立化への一環として、第1には、石炭、鉄鉱品、重油など輸入原料の節約と、第2にはアメリカ技術の導入が行われた⁴⁹⁾。特に輸入炭についていえば、輸入炭の代りに、出来るかぎり国内炭に置きかえなければならない。当時、消費石炭のうちの輸入炭の消費率は、八幡65%、釜石75%、鋼管川崎51%といずれも50%を越えていた。総司令部は、これを、各工場とも40%を越えないよう指令した。輸入炭は、灰分8%、潰裂強度92%という優秀さであったから、これを劣悪な国内炭に置きかえて、生産能率の低下を最小限にくだとめることは容易の業ではなかった。国内炭の山元選炭を強化、その他品位の向上につとめ、ようやく、この目標が達成されると、矢つぎ早やに35%へ、さらに30%へと期限つき指令が出され、日本製鋼業界は懸命の努力をもって、これにこたえたのである。一方、国内炭を活用するため、強粘結炭を使用しないコーライト・コークスの製造（非粘結性の国内炭を低温乾溜する）が日鉄輪西製鉄所で成功し（1949年7月）、八幡製鉄、日本鋼管などでも採用されるにいたった。これ

は戦後日本技術の獲得した最も輝かしい成果として、ピニロンの工業化（後述）とともに、毎日工業技術賞を授与されたのである。輪西製鉄所は戦前の1936年以来、コーライト・コークスの研究を手がけ、相当な成果を収めていたが、この実績とともに、戦後、1949年早々来日したアメリカ人技術者の指導も見のがすことが出来ない。しかし、国内炭は輸入炭よりも高価であったことから、コーライト・コークスのコストはきわめて高く、補給金を打ち切ったドッジ・ライン下では、経済的に対処できず、結局、輸入原料炭の使用制約が緩和されて（1950年1月）、1950年7月、開瀾炭の輸入がはじまると、次第にコーライト・コークスの製造は中止されるにいたったのである。

それまでにも、アメリカ鉄鋼技術者団は来日していたが、1949年4月から約半年にわたって、米人技師ヘイス（U. S. スチール本社熱管理部長）、マックロード（U. S. スティール・デュケイン工場長、平炉専門家）などが、全国各工場を歴訪し、高炉、平炉、圧延など鉄鋼各部門に対する技術指導を行って、著しい成果を収めた⁵⁰⁾。そこでは、伝統的にドイツを範とした様式から、アメリカ型への改造が行われたことを見のがしてはならないであろう。アメリカ人技師の評によれば、日本鉄鋼技術はアメリカに比べ、少くも20年の開きを示している。このことは特に圧延技術において最も甚しいとのことであった。そして彼らに計測化、自動化の著しい立ち遅れを指摘されて、通産省鉄鋼局は「鉄鋼熱経済強化対策要領」を制定した⁵¹⁾（1946年6月）。その結果、熱経済技術部会が発足すると、共同研究が進み、1950年～1951年には、高炉、加熱炉などに対する標準計測器が設定されるようになった。このような計測技術（白金熱電対、輻射高温計、光電管高温計などによる）の確立は、必然的に自動制御への道を開くものであった。また、日本能率協会や日本科学技術連盟は、アメリカの品質管理の導入につとめ、1950年8月には、デミング博士が招待されて、その普及に寄与している。しかし、来日アメリカ技術者の指導もさることながら、なんといっても、日本の技術者が、アメリカの近代工場を見学し、最近の技術を修得することが必要であった。日本鉄鋼協会は、各社から選抜された技術者からなる調査団を、1950年2月と4月、アメリカへ派遣した。これは、後に日本鉄鋼業を飛躍的に発展させる原動力となったことはいうまでもない。こうして、日本鉄鋼技術のアメリカ型化が急速に進められるのであった。

なお、注目すべきことは、1948年初めから、尼崎製鋼所では、ボンベ酸素を用いて、酸素製鋼法の開発が進められていたことである。これは、翌1949年4月から5月にかけて、八幡製鉄、川崎製鉄、住友金属、神戸製鋼など8社が尼崎製鋼所の平炉で共同実験を行い、総合的検討を加えた⁵²⁾。このような実績があったから、オーストリアで開発されたLD転炉法（Lintz-Donowitz）——酸素上吹転炉法——が、いち早く導入されたのである⁵³⁾（1952）。

この時期に、日本鉄鋼業界におこった大きな変化は、日本製鉄株式会社の解体であった⁵⁴⁾。これは、いうまでもなく、独占禁止、過度経済集中排除という占領政策にもとづくものであって、日本製鉄は財閥ではないが、その巨大な組織の故に、いち早く、この政策の対象となった（1948年2月8日、第1次指定）。そして、日鉄側の激しい抵抗にもかかわらず、持株会社整理委員会よ

り、日鉄の再編成計画が指令された（1948年12月16日）。これによって、日本製鉄は、その莫大な株式の全部を民間に解放する（これに1年半かかる）とともに、八幡製鉄、富士製鉄、日鉄汽船及び播磨耐火煉瓦の4社に解体されたのである（1950年4月1日）。

この結果、わが国の鉄鋼業における運営方式を歴史的にみると、つぎの3つの時代に区分することができる。すなわち、当初、明治29年（1896年）以降、八幡製鉄所による官営中心の時代から、次に昭和9年（1934年）以降、日本製鉄を中心とする半官半民体制の時代をへていまや、日本製鉄の解体によって、全くの民営企業となって、自由競争の場に立たされる時代になったのである。

電力 日鉄の再編成よりも、もっと難航したのは電力事業の再編成であった。日本発送電会社（1938年4月創立）および9配電会社（1942年4月創立）に対する過度経済集中排除第2次指定がその発端であった（1948年2月22日）。

発電施設は戦争被害が少なく、戦後も戦時中の発電力の最高を維持していた（約300億キロワット時）。水力発電量においては、アメリカ、カナダについて世界第3位を保ち、火力を含めた総発電量において世界第5位を下らなかったのである⁵⁵⁾。それにもかかわらず、電力は不足していた。それは家庭用電熱需要の激増、石炭入手難による産業用エネルギーの電力転換の高進がすすみ、ことに、重化学工業の量的復興とともに、電力需要の急速な増大をよんだことである。電力の慢性的不足は、対日賠償の全面的解除（1949年5月12日）とともに、電源開発を緊急課題として登場させた。しかし、それよりさき、上述のごとく電力業界は、容易にとけそうもない再編成問題をかかえていたのである⁵⁶⁾。すなわち、日本発送電会社及び9配電会社から、持株会社整理委員会に提出されたそれぞれの再編成計画案は、全く相反する内容のものであった。日本発送電会社案は、全電気事業（発電、送電、配電）を全国的に統合した一つの会社で経営すべきことを主唱したのに対し、9配電会社案は、日本を9地区に分割し、その各地区毎に発送配電一貫経営の独立会社を設定する案であった。この対立は解けることなく、その調整はきわめて困難であった。政府は広く民意を徴して民主的にことを進めるため、電気事業民主化委員会を発足させた（1948年4月30日）。10月1日に出されたその答申は、大きな変革をさけた微温的なものであったため、結局、各方面の支持が得られずに終わった。しかし、そこには電源の開発を積極的に、大規模に行うべきことが提議されている。他方、経済力集中審査のため来日（1948年5月4日）したいわゆる「5人委員会」でも、電力再編成問題に検討を加え、1949年5月、非公式に7ブロック案を示唆してきた。（1948年10月7日芦田内閣倒れ、10月15日第2次吉田内閣成立、ついで翌年2月16日第3次吉田内閣成立）そのころ、すでに述べたように、ドッジ・ラインの実施をうけて、行政改革が行われ、通商産業省が誕生した（1949年5月25日）が、通産大臣稲垣平太郎から、この5人委員会に対し、電力再編成問題は、経済が安定し、電源開発により電力需給が均衡をうるまでは延期せられたいこと及び再編成については、日本政府に任せたい旨を懇請している。こうして、吉田内閣は、ようやく1949年11月24日にいたって、電気事業再編成審議会（委員

長松永安左衛門)を発足させたのである。1950年2月1日審議会が提出した答申によると、

1) 日本発送電及び9配電会社を解体し、新たに9ブロック(北海道、東北、関東、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州)に会社を設立。

2) 分割による電力不足の激化及び電気料金の不均衡の増大をふせぐため、地域間の電力融通を主たる目的とする新会社を設立。

3) 電力融通会社には、日発の現有設備の大凡42%を帰属させる。

というものであった。なお、この答申には、参考意見として松永委員長の私案が添付されていた。それは上記2)及び3)の、電力融通会社を認めない9ブロック案であった。政府は、電力融通については、公益事業法によって強力措置を講ずることとして、電力融通会社設置の必要を認めず、松永案を根幹とする公益事業法案を作成して、第7国会(1949年12月4日~1950年5月2日)に提出したが、審議了となり、11月の臨時国会でも成立がきわめて危ぶまれたため、ついに、ポツダム政令によって押し切るという異常な結末になった(1950年11月24日)。こうして、発電、送電、配電を一貫して行う各独立の電力会社が、全国9地域に誕生することになったのである。

ところで、電源開発の緊急性は、いよいよ高まっていたが、1949年12月になって、やっと見返り資金の放出が決定をみ(1949年度100億円、1950年度100億円)戦時中、着工のまま打ち切られていた58万キロワットの開発が緒につくことになった。当時、わが国の水力資源は、まだ約3分の1が開発されていたにすぎず、しかも、その発電方式は貯水池式にくらべて、水路式によるものが、はるかに多く、従って水の利用率において劣るばかりでなく、渇水期に電力不足を招来する原因となっていた。また発電設備は、水力も火力も、建設後10年以上を経過したものが大多数を占め、なかには、20年以上を経過した老朽、非効率な設備もあることから、その代替、更正対策が重要課題であった。とくに、火力発電設備については、耐高圧、耐高温材料の技術水準の低いことが大きな障害であった。しかも前述のように、国内炭の質が粗悪であることが出力低下の大きな原因になっていたことはいうまでもないであろう⁵⁷⁾。

造船 電力と同じく、巨額の見返り資金の融資を受けた(1949年12月)のは、前述のように(11ページ)、造船業であった(1949年度83億4300万円、1950年度128億7200万円⁵⁸⁾)。しかし、政府は造船業に対する安定した需要を確保するため、夙くに、全額政府出資の船舶公団(資本金3億円)を設立し(1947年4月7日)政府自ら需要を造出していた⁵⁹⁾。それは「第1次計画造船」(1947年9月24日)以降、数次にわたる計画造船であった。しかし、第1次から第4次までは、総トン数5000トン以下、速力15ノット以下、機関は石炭だきという制限がつけられていた。ドッジ・ラインの実施により、復興金融公庫の融資はもちろん、船舶公団の業務も停止された。そして、これに代るものとして、上記の見返り資金が融資されたのであった。なお、この間、船舶公団の発注のほか、ノールエー、その他海外から捕鯨船8隻、大型タンカーなど13隻の輸出船を受注していたことも注目される。このようにして、過度経済集中排除法によっても、三菱重工業

が3分割されただけで、他社はいずれも、1949年4月までに指定が解除され、また、第6次計画造船以降は、上記のごとき造船制限も撤廃されて、再建整備が着々と進んだのであった。

肥料 化学肥料は石炭、鉄鋼、電力とともに、戦後の重点産業として、普通鋼材の割り当て量なども、石炭鉱業につぐ大きな比重を占めていた。食糧の絶対量不足が、当時の社会不安の大きな要因であるとして、政府は肥料の増産に手厚い保護、育成をはかってきたのである。従って、戦時、多角化していた化学工業は、その軍需中心から、いっせいに硫安工業へと転換し、（たとえば、メタノールから硫安へ、人造石油から硫安へなど⁶⁰⁾肥料中心に復興が進められたのである。政府は肥料審議会を設けた（1947年4月30日）が、肥料工業は復興金融公庫の融資に支えられて、すでに順調に復旧し、1949年ごろは、肥料中心の無機化学部門にかたよった化学工業構造ができあがり⁶¹⁾、硫安、石灰窒素の生産は戦前の水準を回復した。そのため、一時的に過剰現象さえおこってきたが、肥料配給公団（1947年7月15日発足）が、すべて買いあげるので、滞貨は全く問題とならなかった。ドッジ・ラインの実施により公団の買い上げ価格は、補給金を外されて、合理化を不可欠とするきびしい価格へと変わっても、見返り資金は、1949年度、1950年度を通じて、5億円融資されたにすぎなかった（12ページ）。その間、倒産は、東洋合成工業1社にとどまった。1950年8月1日には配給公団も廃止され、肥料の統制は撤廃されたのである。このような復興過程において、東京工業試験所で開発されたアンモニア合成用の寿命のながい新しい触媒や、東洋高压で工業化された独自の尿素合成法の新技术を忘れてはなるまい。1965年以降には、アンモニア系肥料の重点は、硫安からこの尿素へうつるのである。

繊維 しかし、深刻な食糧問題は、化学肥料の増産だけでは解決しない。総司令部は、戦前からわが国最主要輸出産業としての技術と伝統のある繊維産業による輸出剰余金で、食料の輸入をはかろうとした。繊維産業は戦禍によって壊滅的状况を受けたのであるが、紡績会社は、その損失の大部分を、それまでに蓄積してきた莫大な積立金や留保金でまかない、戦後の灰燼のなかから再び立ちあがった⁶²⁾。わが国輸出総額のうち、繊維製品の輸出額の占める割合は、1947年76.5%、1948年61%、1949年51%で漸減しているものの、実金額では年々上昇し、依然として輸出産業の主力をなしていた。繊維産業は主要原料を輸入に仰ぐ加工産業であることはいうまでもないが、たとえば1948年の繊維産業は30,00万ドルに近い出超となっている⁶³⁾。このように原料を輸入に仰ぐ関係上、輸出が伸びるか否かは、結局、紡績、織布、編立、縫製加工、染色整理など、各加工段階の加工賃が、国際的にみて、割安か割高かということにかかっている。それは、綿、人絹スフ、羊毛、麻のいずれにおいても、その紡績行程が最も競争力をもち、織布、編立がこれに次ぎ、縫製加工、染色整理において最も競争力が弱い。ところが、競争力の強い上位段階の加工は、大手大企業の独占するところであるに反し、下位段階の加工は中小企業に依存せざるをえないのであって、従って、そこに加工行程の合理化に格差があることを物語っている。臨時物資需給調整法（1946年12月11日総司令部覚書）によって、生産並に配給が統制されているが、ドッジ・ラインの実施とともに、輸出産業として品質向上をはかるため、先きに述べた集中生産方式

(5ページ)を積極的に取り入れることが進められたのである。しかし、他方、世界的視野に立って、繊維業界の動向⁶⁴⁾をみると、そこには新しく合成繊維の抬頭進出が目ざましく、これに反比例して、綿および生糸の地位が相対的に低下をきたしていたことに注目しなければならない。アメリカでは、1940年合成繊維の生産高は500万ポンドであったのに対し、1948年には7400万ポンドと実に約15倍という驚異的躍進ぶりを示している。この中、ナイロンが大部分を占めていることはいうまでもない。これは合成繊維が、天然繊維および人絹・スフなどと比較すると、優れた特質をもっていたからである。すなわち、強靱性、均等美麗、耐水耐化学薬品性、電気絶縁性、耐腐朽性などの特質をもち、その用途は、極めて広範であった。また合成繊維を天然繊維や人絹・スフと混用することによって、両者の特質を有効に発揮する製品をつくるのが出来る点が特に注目された。そのうえ主原料は、大量に、しかも普遍的に存在する空気、水、石炭、石灰などであるから、大部分が、国内でまかなうことができる。しかも最も進んでいるアメリカでも、ようやく自国の需要を満す程度であり、ヨーロッパでは、まだその緒についたばかりであって、日本を除くアジアでは、全く生産されていない状態である。従って、わが国としては、合成繊維工業を急速に確立することが緊要であった。1948年8月、さきに述べた経済復興計画委員会⁶⁵⁾における基本方針作成にあたって、合成繊維工業の急速確立の必要が認識され、早急に経済的生産に入るべきことが要請された。その具体的方策は、関係官民合同の繊維産業生産審議会の合成繊維臨時部会において、審議作成され、1949年5月9日、商工省の省議として決定されたのである。

わが国における合成繊維は、すでに技術的に一応完成の域に達し、また国際的採算点に到達する見透しも立っていたので、この際、資本と技術を集中して、急速に合成繊維の経済単位工場を建設することになった。そして将来とも国内資源によって、原料自給の可能性あるものとして、ポリビニールアルコール系ビニロン及びポリアミド系アミランが採りあげられ、前者は倉敷レーヨン株式会社を、後者は東洋レーヨン株式会社を担当企業として先発させた。工業化試験を主とする工場の復元または建設については、ポリビニールアルコール系繊維を鐘紡淀川工場、日本ビニロン高槻工場、三菱化成大竹工場、ポリアミド系繊維を日本レーヨン宇治工場を担当するように定められ、必要に応じて追加されることになったのである⁶⁴⁾。

第3節 学術行政における合理化

文部行政の改革

ドッジ・ラインをうけて文部省でも行政機構改革が行われた。それまでの文部省の機構は、7局編成で、そのうちに、行政を対象別にとらえるものとして学校教育局と社会教育局がある一方、行政を内容別にとらえる科学教育局、体育局、教科書局、調査局、教育施設局があり、これら対象別と内容別の間で、事務的摩擦や重複が生じていた。そこで、文部省としては、戦後の教育民主化理念に基いて、命令機関からサービス機関へ変身するべく、内容面にまで立ち入る指揮命令ないしは権力行為を行わないことを念願して、対象別機構に統一し、新しく、初等中等教育局、

大学学術局，社会教育局，調査普及局，管理局の5局に再編成したのである⁶⁶⁾（1949年5月31日）。ここにいう対象的機構への改革という点は，さきに述べた通商産業省の機構改革（7ページ）とも相通ずるものがあることに注目しよう。こうして，従来，科学教育局が担当していた学術行政は，新設の大学学術局——これは，庶務課，大学課，技術教育課，教職員養成課，学生生活課，研究助成課，学術課の7課から編成されている——のなかの研究助成課，学術課，庶務課の3課が，主として担当することになったのである。

総司令部は，わが国の教育行政ならびに学術行政に深い関心をもち，アメリカから教育使節団（第1次は1946年，第2次は1950年来日）自然科学使節団（第1次は1947年，第2次は1948年来日）及び人文科学使節団（1948年来日）を相ついで招いている。このうち，教育使節団の勧告が，わが国教育制度に根本的な変革を与えるものとなったことは周知のことであるが，自然科学使節団⁶⁷⁾ならびに人文科学使節団⁶⁸⁾⁶⁹⁾の報告が，わが国学術行政の改革に及ぼした無形の影響も無視することは出来ないであろう。

因みに，廃止された科学教育局は，科学教育課，自然科学研究課，人文科学研究課，科学資料課の4課編成であったが，ここで特記すべきは，人文科学研究課のことである⁶⁹⁾。戦時中，日本の人文科学は，不当な国家的干渉を受け，国体明徹，思想善導，祭政一致等の運動により，弾圧される風潮があったが，戦後，学問，思想の自由が確保されるに及んで，過去の沈滞，偏向を清算し，新しい天地に発展する気運が高まり，特に，この人文科学研究課が創設され，さらに，人文科学委員会が設置されたのである（1946年9月）。この委員会は，人文科学の発達および普及をはかることを目的とし，研究の助成普及，学会の振興，学術大会の開催，機関誌の発行などの事業を行い，学界の現役少壮の学者約100人を中心として組織された。また，孤立的であった人文科学各部門の総合化，隣接科学の発達の促進，新人の育成など，従来の欠を補うことに力をおき，戦後の人文科学発展に特色ある役割を果たしてきたのであった。

しかし，学術体制刷新委員会は，わが国全体の学術体制再編成の見地から，（1）人文科学委員会の事業のうち，研究の助成，普及，学会の振興など，日本学術会議の任務に属するものは，日本学術会議において行うこと。（2）同委員会によって行われた学術大会，機関誌の発行などは，関係学者が学会を組織してその事業を継承する場合には，日本学術会議は，その助成に考慮を払うこと，という勧告をした（1948年3月）。そこで人文科学委員会は民間に移行することとなり，後日新たに，日本文科学会として発足することになったのである（1950年4月）。

また，文部大臣の所管であった帝国学士院と日本学術研究会議（学研と略称される）に代って創設された日本学術会議（JSC）は，内閣総理大臣の所轄となった（1948年7月10日）ことは前号の拙論⁶⁷⁾で詳述した。

他方，教育委員会法の制定（1948年7月5日法律170号）によって，高等学校以下の学校教育や地方における学術文化に関する行政等は，都道府県，その他地域住民の公選によることになったので，学校は，いわば国家から地域ごとの住民の手に移譲されたのである。

従来の文部省は、単なる教育省たるの感のみが深かったので、教育刷新委員会では、夙に、科学技術、芸術、教育その他文化の均整のとれた向上と普及のためのサービス機関として、学芸省の新設を建議していた（1948年2月7日）ほどであったが、上に述べたように、文部省の重要な多くの仕事は、相ついで他に移管される結果となると、文部省には、もはや、なすべき重要な仕事は何も残らないと見る向きから、文部省の廃止論さえ提議された。しかし、新しい文部省は、ドッジ・ライン下の行政簡素化、合理化の方針に立って、その機構は、上述のごとく、7局から5局に縮減されたのであるが、それは単なる縮減に終わったのではなく、文化国家の文部省にふさわしく、全体として再編成され、生まれかわったといえよう。そのために文化省とか、文教省とかの名称変更の案さえ出されていたのであった⁷⁰⁾。

大学自治に対する管理政策の敗退

上に述べたごとく、中央集権的な初等、中等教育行政は、教育委員会の制定（1948年7月5日）によって、地方分権化された。新制大学は、大学設置基準⁷¹⁾（1947年7月8日設定）によって、1948年4月から設置されはじめた（1948年度は、関西大学を含めて私立大学11、公立大学1が、1949年度には、国立大学70、公立大学17、私立大学81が認可された）。そこで、教育行政として残るは、大学の管理問題をどうするかということであった。冷戦の激化にともなって、反共政策を強化してきた総司令部にとっては、その線に沿った大学管理体制を確立することが是非とも必要であった。そこでは当然ながら、「大学の自治」ということが、問題の焦点とならざるをえなかったのである。

総司令部で大学行政を担当した C. I. E. (Civil Information & Education Section 民間情報教育部) は、10の国立総合大学を除き、他の直轄大学を地方に委譲する試案を発表し⁷²⁾、文部省に諮問した（1947年12月4日）。大学の中央集中を排し、地方ごとに教育、文化の中心として大学を設置して、地方文化の向上のために資さなければならないというのは、新教育の機会均等の原則から当然であり、さらに、日本の民主主義の発展の上からも望ましいものであるという考えは、C. I. E. の教育担当者たちに強く抱かれていた。そして、官立大学、特に東京大学などに対しては、特権階級のための大学であり、日本を敗戦に導いた官僚たちの養成所であるとの批判が強かった。こうした意向が、C. I. E. 教育顧問イーブルズの「大学の地方移譲案」として表明されたものと思われる。しかし、地域の教育委員会には、大学管理の適正な能力に欠ける恐れがあり、大学が地方政治に動かされる危険も多く、大学の自由と自治を保障することが困難なばかりか、地方住民の教育費負担を増大させる等の理由で、各方面から強い反撥をうけ、教育刷新委員会、専門学校長会議、全国大学教授連合などからも、それぞれ反対表明が出され、この案は、一応撤回されたのである（1948年3月）。

ついで大学基準協会は、C. I. E. からアメリカの大学の管理方式である大学理事会 (Board of Trustees) 制度の導入を示唆された⁷³⁾（1948年3月）。これも喧々かがくの検討がなされた

が、全学連、日教組、各国立大学などから、強い反対が打ち出され、ついに成案を得るにいたらなかった。この制度は、地域や実業界など学外の権力者が介入した理事会が、教授会の上位にあって、学長の任免から、大学管理行政一般にいたるまでを掌握するものであった。こうしたアメリカ流の大学理事会制度が導入されると、大学自治の破壊をもたらすとして、民主主義科学者協会や全学連が、強い反対の火の手を挙げ、さらに広範な大学人や学生などの反対をよびおこしたのである。

しかし、C. I. E. はなおも諦めず、1948年7月15日、「大学法試案要綱」⁷⁴⁾を文部省に提示、文部省は、10月14日、発表した。これは、さきに巷間につたえられた「大学理事会案」と、その内容において同一とみなされたので、世論はいよいよ硬化した⁷⁵⁾。そこに提示されている管理委員会（理事会と同じもの）は、

- 1) 国会の承認を経て、文部大臣の任命する国家代表3名
- 2) 知事が府県会の同意を得て任命するもの3名
- 3) 同窓生互選によるもの3名
- 4) 教授互選によるもの3名
- 5) 学長

合計13名で構成される。そして、一般方針の決定と学長任免を行い、学長は委員会に直接責任を負う。学部長、教授の人事は、学長と教授会の推薦にもとずいて決定するが、委員会は拒否権をもつ、というものであった⁷⁶⁾。

この文部省試案に対しては、日本学術会議は、その創立早々の第1回総会（1949年1月22日）において、「文部省試案はわが国の国情に適しないものであるから、国会提出を取り止め、慎重に審議すべき」ことを決議している⁷⁷⁾。そして、日本学術会議では、大学法に関する委員会を設置して検討した結果、第2回総会（1949年2月26日～28日）において、「大学法案は教員人事だけではなく、今後の科学研究の振興に重大な関係をもつものであるから、法案の作成に当っては、新たな民主的機関をつくって、これに諮問すべきである」と、吉田首相に申し入れることを決定した⁷⁸⁾。また教育刷新委員会、国立大学長会議、全国大学教授会連合、日教組、全学連なども強力な反対意見を表明するとともに、それぞれ代案を作成して発表した⁷⁹⁾。しかし、これら諸団体は、文部省の大学法試案に反対する点では共通していたが、その代案、もしくは、代案構想になると、それぞれの立場によって、かなりの相異が目立った。大学上層部の人たちでつくられた団体、たとえば、教育刷新委員会では、大学管理が独善におちいらぬよう民意を反映し、国民とのつながりを持たせるため、学外の学識経験者を加えた商議機関とする考えであったのに対し、日教組や全学連では、教授、職員、学生の3者平等の参加を要求するものであった。これに対し、共産党は大学法対策全国協議会の結成を提唱し、これを契機に統一運動が展開されるようになった⁸⁰⁾。

文部省は、このような反対運動のなかでは、大学法案を第5国会（1949年2月11日～5月31

日)に提出することができず、ついに、8月5日、これを撤回して白紙に返し、新たに大学管理法起草協議会を発足させた⁷⁹⁾(1949年9月7日)。これは、教育刷新委員会、日本学術会議、大学設置審議会、全国国立大学長会議の4団体から推薦された8名が母体となって、さらに、日教組2名、全国大学教授会連合、大学教授協会、日本私学団体総連合から各1名、一般民間人から学識経験者7名をえらんで、合計20名で構成され、我妻栄東大教授が互選で委員長に選ばれた⁸¹⁾。この協議会は、民主主義科学者協会や、全学連などの意見も聴取し、各地で公聴会を開くなど、民主的に審議を進めた。そして作成された大学管理法案は、ようやく、1951年3月、第10国会(1950年12月10日～1951年6月5日)に提出されたが、なお多くの批判的な意見が打ち出され、ついに審議未了となり、成立をみるにいたらなかったのである⁸²⁾。因みに、その内容はつぎのようなものであった⁸³⁾。

- 1) 自治を尊重するとともに、民意を反映させる。
- 2) 文部省に国立大学審議会をおき、大臣任命の20名(学長互選6名、学術会議4名、両院の同意をえたもの10名)で重要事項を審議する。
- 3) 国立大学に30名以内の商議会をおく。商議員は教授(10名以内)及び学外の学識経験者で構成し、文部大臣が任命する。
- 4) 学長は、学則、予算、人事基準、学生定員などの決定について、あらかじめ、商議会の意見をきく。
- 5) 数個の学部をおく国立大学に、学長、学部長、各学部の2名の教授で構成する評議会をおく。

この案では、商議会で民意を反映させ、国立大学審議会で文部大臣と大学の間のクッションの役割をさせよとするものと説明されたのであった。

大学自治に対する管理政策の実施を、このようにきわめて執拗に迫られたのは、いうまでもなく、それが日本をアメリカの前衛基地化しようとするアメリカのきびしい反共政策の一環をなすものであったからである。C. I. E. において大学行政を担当し、この管理政策を指令していたイールズこそは、大学教員のレッド・ページを、先頭に立って、推進する役割を演じた当人であった⁸⁴⁾。イールズは、1949年7月19日、新制大学として発足する新潟大学の開校式に臨み、アメリカの反共教育政策を日本の大学にも適用し、共産主義を信奉する大学教員を、大学から追放すべきことを講演して、大きな衝撃的波紋を巻き起した。イールズは「……共産主義教授の除外を勧告する根本の理由は、彼らが自由でないところにある。共産党員は思考の自由をもっていない。彼らは共産党に入党したその時、自由を放棄したのである。したがって、彼らは民主主義国では、大学教授であることは許されない。……」⁸⁵⁾と演説した。その後、イールズは「学問の自由」の名のもとに、岡山、静岡、東北、北海道など、30に及ぶ大学で、レッド・ページを説いて廻っている。

これに対して、ただちに反対運動が開始された。1949年9月22日、大学教授連合は、南原繁会

長の名で「学問の自由と大学教授の地位」という決議文において、「現に合法的と認められる政党に市民として加入しているという単純な事実をもって、ただちに降任または免職の理由とすることは、憲法の保障する学問の自由に照らして妥当でない⁸⁶⁾。」と声明した。しかし、レッド・ページは、大学以外でも——たとえば国立科学博物館の場合——行政整理と結びついて拡大していった。日本学術会議第4回総会は、「学問、思想の自由を尊重せよ」と次のように決議した（1949年10月5日）。

「日本学術会議は、学術研究機関の人事について、学問、思想の自由を尊重することを念とすべきであって、単に政党所属等を事実上の理由として、処置さるべきではないと考える。また、大学においては、学問の研究に関する教授会の権限が、外部より政治的理由等によって左右されてはならないと考える⁸⁷⁾。」

占領下でありながら、わが国の代表的な科学者たちが、レッド・ページを巻き起したイールズ旋風に対して、学問、思想の自由を守って、毅然たる態度で、多くの決意を表明したことは誠に頼もしいことであった。

研究機関の新設、再編成、合理化

この時期（1949年前後）に、文部省関係の研究所がいくつも創設されたことは注目に値する⁸⁸⁾。すなわち、文部省所轄研究所としては、国立遺伝研究所、国立教育研究所、国立国語研究所が、大学附置研究所としては、東京大学に生産技術研究所、新聞研究所、東京教育大学に光学研究所、名古屋大学に空電研究所、九州大学に生産科学研究所、産業労働研究所が創設されている。また、東京大学放射線化学研究所は理工学研究所に統合され、北海道大学には結核研究所が創設された。

文部省以外でいえば、運輸省から現業部門が日本鉄道公社として独立するに際して、運輸省鉄道技術研究所も公社に附属して移管された。そこで、運輸省に残った船舶試験所、港湾局技術研究課を整備拡充するとともに、陸運技術研究所、自動車技術研究所の新設が計画されたが、結局、これら4研究機関を統合して運輸技術研究所が設立された⁸⁹⁾（1950年4月）。

農林省では、1948年7月、水産庁が発足し、翌年6月、海区别水産研究所が、1950年4月、農業技術研究所が設置⁹⁰⁾された。また建設省では、1948年7月、建築研究所と土木研究所が附属研究機関として発足⁹⁰⁾している

通信省所轄の電気試験所は、その強電部門が工業技術庁の傘下に入った⁹¹⁾（1948年8月）あと、弱電部門が電気通信研究所として通信省に残されていた。ところが、今次行政改革で、通信省が、郵政省と電気通信省に分割されることになって、この電気通信研究所は、電気通信省の所轄となった⁹⁰⁾。

こうした官立あるいは大学附属の研究機関の相つぐ創設、再編は、日本学術会議⁶⁷⁾や工業技術庁¹⁾の創設とともに、わが国科学技術の研究体制が、ようやく、ここに新しく整備されてきたかに見えるが、その実は、これまでの機関の整理統合や配置転換が主体であった。しかも、戦災を

うけた研究機関の設備の回復はもちろん、戦災をうけないものでも、設備の修理はなかなかはかどらなかった。とくに、電気、ガス、水道の不足や故障は慢性化し、これが研究者の悩みの種であった。乏しい研究費は、これらの維持費、機械装置の補修費、実験材料の購入費などに消えてしまった⁹²⁾。活発な研究をする十分な研究費など到底もちうべくもなかった。すべての研究は、いわば仮死状態であるといってもよいほどであった。しかも、国内経済の急速な改善は望み難く、すべての研究所を、このような状態のまま維持しつづけるのは、きわめて困難なことであるといっても過言ではなかった。しかも、一方経済再建の面より研究を要請されることも大きいのであって、その際、必要と判断された研究を生かすためには、多少の犠牲はあっても、重点主義で予算をとらざるをえないと考えられた。しかし、科学技術研究⁹³⁾は、その内容の理解が困難であればあるだけ、予算の査定は難渋し、各省間において、研究費の不均衡がまぬがれなかった。鉄道技術研究所や電気通信研究などは、相当恵まれていたが、大学の研究所などは概して研究費が乏しく、従って、政府支出の研究費としては、各省の研究所研究費を直接支出する以外に、文部省所管の科学研究費、科学試験研究費を大学研究者に支出している。1949年1月20日発足したばかりの日本学術会議⁹⁴⁾は、政策の諮問に同年(1949年)2月26日～28日の第2回総会で昭和25年度の科学研究費を自然科学16,000万円、人文科学3,400万円(比率4.9:1)と決めた。これは、日本学術会議の研究費配分委員会がつぎの3項目を配分の基本方針とし、これにもとずき自然科学と人文科学の比率、各部の研究費のワク、その個々の専門分野のワクなどを決定したものであった。すなわち、

- 1) 日本再建のために重要な研究に重点をおく。
- 2) 基礎研究にもあわせて力を注ぐ。
- 3) 共同研究を重んずること。

このあと、文部省の科学研究費等審議会が、

- 1) 基礎研究のうち、重要課題を対象とすること。
- 2) 総花式でないこと。
- 3) 各個研究、班研究、総会研究の3つにわけると。

などの方針をとって、具体的にすすめたのである。

一体、国が支出する研究費の総額⁹⁵⁾は、どの程度が適当であるかの判断は、なかなか困難である。それは、科学、技術の面のみならず、経済、政治、文化をも含めた総合判断を必要とするからである。即ち、財政収支上の立場はもちろんであるが、産業状態や科学技術水準をも検討する必要がある。とくに、当時は国のあらゆる努力が経済の安定へと向けられているときであって、どれほどの力が経済再建のために割かるべきか、さらに科学技術の振興へどれだけ向けられうるかということ判断しなければならぬ。また、総額⁹⁶⁾を定める基準をどこにおくかについても種々の意見がある。総予算額(歳出純計)の何%と押えるのが最も簡単であるが、国民所得に対する%の方がより適切であるともいえる。また輸出額の何%を科学技術振興に廻せと主張する人

もいる。

アメリカでは1937年度の連邦政府支出の研究費は、12,400,000ドルで、これは連邦政府支出の2%に当り、その半分、即ち1%が自然科学技術関係の研究費であった。

とまれ、わが国の研究機関は、戦前、戦中主として軍部と財閥から研究資金を受けてきたのが戦後になって、この2大支柱を失い、いまや、ドッジ・ライン下の安定恐慌の渦中におかれている。このような状況のなかで、政府の行政整理はいよいよ必至のものとして見えてきたのである。

そこで日本学術会議は、第2回総会の決議にもとずき、政府が行わんとする行政整理の実施の前にして、科学研究機関の行政整理について、政府に対して、次のような申し入れを行った⁹⁵⁾ (1949年3月3日)。

「政府が目下しようとしている行政整理は、わが国の財政確立のために止むを得ない措置であることは認めるが、科学研究機関についても一律に整理することは、甚しき弊害を伴うものである。いうまでもなく、科学研究の成果を挙げることは、わが国の再建のための捷徑であり、また研究者の養成は、一朝にしてできることではないから、行政整理に当っては、研究機関の機能を損傷しないように、特別の措置を講ぜられるよう希望する。なお、政府所管の試験研究諸機関の整備、統合ないし拡張される場合には、予め、本会議の意見を徴されるように、併せ希望する。」

このような申し入れにもかかわらず、官庁所轄の研究機関では、行政機関職員定員法（1949年5月31日成立）が重くのしかかった。運輸省の人員整理2500人のうち、その8割を押しつけられた気象台では、当時の在籍者6400人の約3分の1を整理しなければならなくなった。中央気象台長期予報課の東条貞義によれば⁹⁶⁾、「気象台は、戦前、文部省に所属していたが、戦時の要請で運輸通信省に所属変更となり、戦後運輸省に残ったのである。気象台は、きわめて規模の小さい特殊技術官庁の一因として、どこに所属しても筋の通るような不思議な性格をもっている。国家としては、気象事業を維持するために、どこかで面倒を見なければならないのである。このような孤児が、今回の行政整理に当って、その技術面を徹底的に犠牲にしなければならなかったのは、行政当局の整理人員の肩替りとして、絶好の存在であったからである。」しかし、気象台には、国民から委託されている重要な防災の仕事がある。これだけの人員を削減されると、国民生活を天災から守るに十分な観測や予報を行うことが不可能なことは明らかであった。東条氏はさらにいう⁹⁶⁾。「わが国では台風の被害のみを見ても、年々、300～500億円の消耗をしている。天気予報の精度が向上すれば、概ね10%程度の被害減少が推定されるから、防災のために、30～50億円かけても、もともとである。これを行政整理による気象台の年予算の減少額3億円と比較すれば、国家財政の均衡をとるためというのは、どうにも理窟に合わない」と。

工業技術庁では、科学技術の発展と、産業技術水準の総合的向上をはかるため、全試験所を1ヶ所に集中して総合試験所を設置しようとする意欲的な計画の予算などはもちろんのこと、工業化試験の育成実施の予算1億7000万円さえも削減された。その結果、当初計画していた酸素製鋼をはじめ、合成繊維等の委託試験は全く行うことができなかった⁹⁷⁾。また人員整理としては、技

術職員は欠員のための削減という最小限度の犠牲にとどめ得たものの、事務職員を定員の1割整理しなければならなかった⁹⁸⁾。日本学術会議は、工業化試験研究費予算の復活、試験研究機関の整備、拡充及び工業化試験への見返り資金の特別融資について、それぞれ政府へ申し入れを行っている⁹⁹⁾（申し入れ期日は、それぞれ、1949年3月5日、5月7日、7月11日）。このような申し入れにもかかわらず、政府は、運輸技術研究所、鉄道技術研究所などに対しても、少なからぬ人員整理を強行したのである。

しかし、電気通信研究所は¹⁰⁰⁾、名称こそ研究所であるが、実際は各電気メーカーの製品の標準規格制定と検査を行っており、とくに、前年（1948年）より、仕様書対策本部を同所内におき、検査規準を引き上げて、各製品の検査を行ったため、業者には非常に恐れられ、いわゆる「通研旋風」と称されるようになった。これはさきに述べた集中生産方式（5ページ）を進めるうえに大きな役割を果たすことになった。1949年度の予算も、5億6000万円を計上し、その権限が強化されたのである。高められた検査規準に耐えられるのは、東芝、日本電気、富士電気など、大手大企業だけであって、中小企業は不合格品を山積し、そのために工場閉鎖、人員整理に追いこまれていった。合格品をつくろうとすれば、労働強化以外に手はなかった。しかし、東芝や日本電気など、在来から海外の独占資本と結びついていた大企業では、そこから部品の導入や、技術指導を受けることができた結果、自主的な技術研究は必要でなくなり、そのため東芝や日本電気などの研究所も、研究員の大整理が行われ、事実上閉鎖の運命にせまられていた。

民間企業の技術研究機関としては、財閥系大企業、たとえば三菱鉱業、三井鉱山など、また電気機械製造業の大企業、たとえば、日立製作所、東芝、日本電気、三菱電気などが戦前、戦中の過程で、本格的な研究組織を整備し、大学の理工学部の卒業生も優秀者が進んでかかる研究機関を目当てにして、これら大企業に就職していたのであって、一時は大学の研究所よりもむしろ人材を吸収していた時期もあった。しかし、財閥解体、過度経済集中排除の渦中において、ドッジ・ラインによる合理化の嵐に見舞われて、日本学術会議のような直接の後盾をもたない民間企業の技術研究所は、きわめて悲惨な状況におかれるにいたったのである。このような状況を踏えて、日本物理学会委員声明が打ち出されることになった¹⁰¹⁾（1949年6月25日）。その要旨を引用しよう。

“行政整理、企業整備に伴い最近官庁や民間の技術研究所が極端に縮小、あるいは廃止されつつある現状に関し、我々物理学の研究にたざさわる者一同として、日本再建のため憂心に堪えないので、所見を述べて大方の御考慮に訴えたい。……”と前置きして、およそつぎのように述べている。

“……わが国の困難なる経済状勢を克服する道は何れにあるかと言えば、当然、基礎科学と生産面とを密接に結合して両者の協力を実現し、以て高度の工業を発展せしめ、生産復興と輸出振興とをもたらず以外に方法はないことは真に自明の理であろう。この場合、基礎科学と生産面との結合の中心となって、重大な任務を負うべきものは将に技術研究所である。……かかる観点に

において我が国の優秀な民間研究所として、例えば、東芝マツダ研究所、科学研究所、日立中央研究所、小林理学研究所等の過去において果した実績は高く評価されるべきものと信ずる。……（従って）技術研究所が日本の生産復興に対してもつ重要な使命を十二分に認識した上で、企業整備が合理的に実施され、無定見に技術研究所が圧迫されないよう、万全の配慮のなされることを大方の諸賢に強く訴えたいと思う、殊に優秀な研究者の養成には、10年、20年の歳月を要するものである。経済回復の暁には、物資の整備は比較的容易であろうが、研究者の整備は一朝一夕に完成するものでないことを強調しておかなければならない。……”

初のノーベル賞と科学技術政策の貧困

しかし、このような暗い緊張のつゞく状況のなかで、1949年11月5日、日本人として初めて、湯川秀樹博士が、その中間子理論に対して、ノーベル物理学賞を授与された。これは、国民に明るい自信を植えつけるものであった。

中間子は、1935年、湯川博士（1907年生れ）が、陽子と中性子とを固く結合させて、原子核を形成する仲介役の素粒子として、理論的に、その存在を予言したものであった¹⁰²⁾。アメリカの C. D. アンダーソンらは、1936年、ウィルソン霧箱を用いて、地上の宇宙線の中に、この新粒子を発見し¹⁰³⁾、湯川理論は俄然；世界の注目を浴びることになった。そして中間子理論や宇宙線の研究が盛んとなった。ところが、中間子の平均寿命が、理論と実測とでは2桁ほど違う。前者は 10^{-8} 秒であるのに対して、後者は 10^{-6} 秒であった。アンダーソンが宇宙線の中に発見した中間子は、湯川の予言した中間子と別のものであるとして、二中間子理論を提唱したのは、坂田昌一と谷川安孝であった¹⁰⁴⁾。これは、湯川中間子の自然崩壊によって、地上の宇宙線中に、アンダーソン中間子が出来るとすると、寿命の説明がうまく出来るのであった。その後、多くの研究者が近づいたが、1947年、イギリスの C. F. パウエル¹⁰⁵⁾は、アンデス山脈、ピレネー山脈ユングフラウ峰などの高山観測所での組織的な研究によって、ついに写真乾板中に湯川中間子を発見し、ここに2種類の中間子が存在することを確認したのである。（湯川中間子は π 中間子、アンダーソン中間子は μ 中間子といわれる）一方、アメリカでは巨費を投じた大加速装置によって、人工的に中間子を生成する研究もすすめられた。

このように、中間子理論は湯川博士を先頭に、坂田、谷川、武谷、朝永ら多くの研究者が、世界の理論研究をリードしたのであるが、それを裏づける実験的研究は、もっぱら、アメリカ、ヨーロッパの研究に依存しなければならなかった。湯川博士ら日本の研究は紙と鉛筆だけでなしとげられた、いわば金のかからない研究であったということを見のがしてはならないであろう。わが国の物理学研究は、金のかかる実験的研究においては、欧米、ことにアメリカには大きく遅れをとってしまったのである。

国会では、湯川博士のノーベル賞授賞を機に、科学技術振興に関する決議を行った¹⁰⁶⁾。参議院の決議文によれば（1949年11月28日）、

「科学および技術の振興は、国家の文化的任務および国民生活の向上の見地よりする当然の要請なるのみならず、ひいては、世界の文化の発達に、人類の福祉に貢献し、もって平和愛好諸国民の信頼をうる所以である。然るに、この点に関するわが国の実情を見るに、先きに湯川秀樹博士が中間子理論の研究によって、ノーベル賞を授与せられ、わが斯学界の名声を世界に高揚したことは、国民として慶賀の至りに堪えないところであるが、一般的には、学者の待遇の不十分、研究施設の不備、研究費の不足等のために、未だ甚だ遺憾な状態にある。

かような現状に鑑み、われわれは政府が万難を排して科学技術振興に最善の努力を傾注し、とくにそれに必要な予算的措置を講ずることを要望する。」

これについて、衆議院では、やや具体的に、つぎのように決議した¹⁰⁶⁾ (1950年3月11日)。その要点だけを引用すれば、「……日本経済の自主的再建のため、産業合理化、貿易の振興を強力に推進せねばならぬが、これがためには、科学技術の振興と、これが応用工業化を積極的に実施せねばならない。……」として、つぎの政策を列記している。

- 1) 科学技術関係の国家予算を増額すると共に、設備改良等への長期資金の融資等に特別措置を講ずること。
- 2) 科学教育を振興すると共に、研究費の増額交付、研究者の待遇改善を図り、もって科学技術知識の普及に努めること。
- 3) 科学技術関係各機関を能率的かつ総合的に運営するため、制度、施設の改善整備を行うこと。が決議されたのである。

科学技術振興の重要性をうたった決議には誰しも異存はないであろう。ドッジ・ラインの要請する産業合理化も、結局は科学技術振興に俟たねばならないことは明らかである。しかし、湯川博士のノーベル賞受賞は、わが国科学技術振興政策の貧困をあまりにも鮮明に浮き彫りにしたもののといっても過言ではない。わが国の現実、まさに安定恐慌の渦中であって、研究機関にも、設備荒廃、資材窮乏、規模縮小、人員整理などの深刻な問題が重くのしかかっていたことは、すでに述べた。多くの研究者はこのきびしい現実と闘いながら、研究をすすめるをえない状況にあったのである。このような窮迫のとき、朝鮮戦争が勃発したのであった (1950年6月25日)。わが国は、はからずも、ここに新しい転機をつかむことになるのである。

参 照 文 献

- 1) 友松芳郎「産業経済復興への転機と工業技術庁の設置」『関西大学社会学部紀要』(1976年)第8巻第1号 p.243~p.267。
- 2) 経済九原則：(1)予算の均衡 (2)徴税計画の推進 (3)信用拡大の厳重制限 (4)賃金安定 (5)物価統制の強化 (6)外国為替の統制強化 (7)資材割当の有効化 (8)重要国産原料及び製品の増産 (9)食糧集荷計画の有効化。
これら九項目の厳重実施が、単一為替レート設定の早期実現への道を開くものとされた (1948年12月18日)。
- 3) 「ドッジ公使の声明」『日本科学技術史大系』5 資料5—3 p.174~p.176。

- 4) 友松芳郎 上掲書(1) p.252～p.255。
- 5) 堀江忠男『戦争と恐慌—軍事経済の景気循環における役割—』中央公論社(1951年)
- 6) 高野特派員「米国経済はどう動くか」『朝日新聞』1949年1月21日。
『日本資本主義講座 戦後日本の政治と経済』II 岩波書店(1953年) p.105。
『資料戦後二十年史』6 日本評論社(1967年) p.20。
松尾、山岡編『戦後日本経済政策年表』勁草書房(1969年) p.107。
- 7) 「アメリカの株式相場暴落」『朝日新聞』1949年2月7日。
- 8) 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史(総観編)』大蔵省印刷局(1952年) p.237。
- 9) 「復興金融金庫の活動停止」『資料戦後二十年史』2 経済篇 p.61～p.62
『日本開発銀行十年史』日本開発銀行(1963年) p.8～p.9。
- 10) 友松芳郎「日本再建への胎動と科学技術」『関西大学社会学部紀要』(1976年)第7巻第2号 p.21。
- 11) 友松芳郎 上掲書(1) p.251。
- 12) 「日本の賠償打切り」『朝日新聞』1949年5月14日。
『朝日年鑑』昭和25年版 p.224。
- 13) 「工業の無制限が問題」『朝日新聞』1949年5月15日。
- 14) 「独禁法改正のぬらい」『朝日新聞』1949年6月4日。
『資料戦後二十年史』2 経済篇 日本評論社 p.109～p.110。
- 15) 「シャープ勧告」『資料戦後二十年史』2 経済編 日本評論社 p.85～p.92。
- 16) 「ローガン構想」『朝日新聞』1949年10月22日及び30日。
『資料戦後二十年史』2 経済篇 日本評論社 p.81。
- 17) 友松芳郎 上掲書(1) p.252。
- 18) 上掲書(8) p.238～p.239。
- 19) 上掲書(8) p.307～p.308。
- 20) 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史(経済政策史)』大蔵省印刷局(1960年) p.175～p.178。
- 21) 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史(経済安定本部史)』大蔵省印刷局(1964年) p.154～p.156。
- 22) 「行政機構改革原案成る」『朝日新聞』1949年4月19日。
- 23) 「官公庁新機構一覧」『朝日年鑑』昭和25年版 p.265。
- 24) 「行政整理確定数字発表」『朝日新聞』1949年6月1日。
- 25) 通商産業省編『商工政策史』第4巻 産業合理化(下)(戦後篇) p.51～p.52。
- 26) 影山衛司「通商産業省の発足」『商工時報』1949年6月号(『通商時報』4巻) p.1～p.12。
- 27) 友松芳郎 上掲書(1) p.255～p.265。
- 28) 「企業行政の新展開について」上掲書(25) p.36～p.38。
- 29) 「企業合理化方策確立に関する件」上掲書(25) p.39～p.40。
- 30) 上掲論文(26) p.7。
- 31) 「産業合理化に関する件」上掲書(25) p.42～p.44。
- 32) 「産業合理化審議会の発足」上掲書(25) p.44～p.46。
- 33) 安井明「民間外資導入の現状について—1949年度の民間外資の導入を顧みて—」『通産時報』1959年4月号 p.32～p.44。
- 34) 「外国為替及び外国貿易管理法の提案理由」『資料戦後二十年史』2 経済篇 日本評論社 p.220～p.221。
- 35) 「外資に関する法律」参議院経済安定委員会会議録 第3号 p.4(1950年4月27日)。
- 36) 石井金之助「外国技術導入の本質」『前衛』1950年48号 p.76。
- 37) 「月刊企業整理状況」上掲書(25) p.51 第4表。

- 38) 通商産業省編『産業合理化白書』 日刊工業新聞社 (1957年) p.56~p.60。
- 39) 「炭鉱労働者増加制限及び配置転換の件」閣議決定 (1948年5月および11月)『日本科学技術史大系』
5 資料 8—1 p.275~p.276。
- 40) 「炭鉱機械化促進に関する件」閣議決定 (1948年8月)『日本科学技術史大系』 5 資料 8—2 p.276
~p.277。
- 41) 工業技術庁編『技術白書—わが国鉱業技術の現状—』工業新聞社刊 (1949年11月14日) p.38
- 42) 上掲書(38) p.314。
- 43) 長橋尚「炭価問題をめぐって」『通産時報』5巻 1950年5月号 p.2~p.7。
- 44) 有沢広己監修『日本産業百年史』下 日本経済新聞社 p.36。
- 45) 「太平洋岸製油所の操業および原油輸入に関する覚書」『日本科学技術史大系』 5 資料 8—25 p.325。
- 46) 「ノ—エル報告」『日本科学技術史大系』 5 資料 8—26 p.325。
- 47) 日本鉄鋼連盟編『戦後鉄鋼史』 (1959年) p.57~p.58。
- 48) 上掲書(38) p.330。
- 49) 上掲書(47) p.59~p.61。
- 50) 上掲書(47) p.66~p.70。
- 51) 山崎俊雄『技術史』東洋経済新報社 (1961年) p.261。
- 52) 上掲書(51) p.260。
- 53) 星野芳郎編『新しい鉄鋼技術』東洋経済新報社 (1961年) p.106。
- 54) 上掲書(47) p.80~p.82。
- 55) 上掲書(41) p.64。
- 56) 今井博「電力編成問題の経緯」『通産時報』5巻 1950年10月号 p.31~p.36。
- 57) 上掲書(41) p.64~72
- 58) 「見返資金支出の目的別運用状況」上掲書(38) p.58 第9表
- 59) 上掲書(44) p.66~p.67。
- 60) 上掲書(44) p.49~p.50。
- 61) 長洲一二「戦後技術の展開と産業の変貌」 有沢広己編『現代日本産業講座』1 岩波書店 (1959年)
p.286。
- 62) 上掲書(44) p.76~p.77。
- 63) 岩武照彦「繊維は将来も輸出の大宗たりうるか」『商工時報』1949年6月号 p.30~p.36。
- 64) 田村武敏「輸出産業としての合成繊維工業」『通産時報』5巻 1950年2月号 p.13~p.21。
- 65) 友松芳郎 上掲書(1) p.252~p.261。
- 66) 森田孝「新しい文部省の機構と性格」『文部時報』第863号 p.12~。
- 67) 友松芳郎「学術体制の刷新と日本学術会議の成立」『関西大学社会学部紀要』第8巻 第2号 p.54。
- 68) 湯浅光朝『科学五十年』時事新報社 (1950年) p.278~p.281。
- 69) 文部省編『学制八十年史』 (1954年) p.642~p.644。
- 70) 「文部省の設置法について」『資料戦後二十年史』5 教育社会篇 日本評論社 (1966年) p.22~p.24。
- 71) 大学基準協会編『大学基準協会十年史』 (1957年) p.81~p.107。
- 72) 上掲書(71) p.35~p.36。
- 73) 上掲書(71) p.137~p.140。
- 74) 大沼、藤井、加藤兵著『戦後日本科学者運動史』上 青木書店 (1975) p.69。
- 75) 上掲書(71) p.36。
- 76) 伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』新日本出版社 (1964) p.105。
- 77) 「大学法に対する日本学術会議の決議」『日本科学技術史大系』5 資料 6—16 p.229。
- 78) 弥永昌吉「日本学術会議第2回総会」『自然』中央公論社 第4巻第8号 (1949年) p.26~p.27。

- 79) 上掲書(71) p. 141～p. 142。
- 80) 上掲書(76) p. 109～p. 110。
- 81) 田中耕太郎・末川博, 我妻栄, 大内兵衛, 宮沢俊経共著『大学の自治』朝日新聞社 (1963年) p. 197。
- 82) 家永三郎『大学の自由の歴史』 塙書房 (1962) p. 87～103。
- 83) 上掲書(76) p. 110～111。
- 84) 上掲書(71) p. 53～p. 55。
- 85) 「赤い教授を除外せよ」『朝日新聞』 1949年7月20日。
- 86) 上掲書(76) p. 117。
- 87) 井尻正二「第4回日本学術会議の紛糾」『自然』 中央公論 第5巻 第1号 (1950年) p. 14。
- 88) 上掲書(69) p. 644～p. 646。
- 89) 運輸省編『十年史運輸技術研究所』 (1960年) p. 1。
- 90) 『日本科学技術史大系』5 p. 192。
- 91) 上掲書(1) p. 258。
- 92) 東大理学部職員組合闘争委員会「理学部の現状」『日本科学技術史大系』5 資料 6—17 p. 229～p. 233。
- 93) 鹿野義夫「経済再建と科学技術研究」『科学』岩波書店 1949年2月号 p. 33～p. 40。
- 94) 弥永昌吉「日本学術会議第2回総会に臨む」『自然』中央公論社 (1949)第4巻 第6号 p. 26～p. 27。
『科学』岩波書店 1949年11月号 p. 1。
- 95) 「科学研究機関の行政整理について, 日本学術会議より政府への申し入れ」『日本科学技術史大系』5 資料 6—3 p. 211～p. 212。
- 96) 東条貞義「嵐の中の气象台」『自然』中央公論社 第5巻 第2号 (1950年)。
- 97) 「工業技術庁の予算削減」『工業新聞』1949年3月29日
- 98) 『日本科学技術史大系』5 資料 6—4 p. 206。
- 99) 『日本科学技術史大系』5 資料 6—9, 6—10, 6—11 p. 212～p. 213。
- 100) 星野芳郎「産業防衛闘争と技術論の焦点」『前衛』1949年40号 p. 89～p. 90。
石井金之助「危機に立つ科学技術の諸問題」潮流講座『経済学全集』6 石井論文 p. 45～p. 47。
- 101) 「日本物理学会委員声明」『日本科学技術史大系』5 資料 6—12 p. 213～p. 214。
- 102) H. Yukawa. Proc. Physico-Math. Soc. Japan., 17 (1935) p. 48.
- 103) C. D. Anderson and S. H. Neddermeyer, Phys. Rev., 50 (1936), p. 273.
- 104) S. Sakata and T. Inoue. Prog. Theor. Phys., 1 (1946), p. 143.
Y. Tanikawa, Prog. Theor. Phys., 1 (1946), p. 200.
- 105) C. M. G. Lattes, G. P. S. Ochialini and C. F. Powell, Nature 160 (1947) p. 453, p. 486.
- 106) 「科学技術振興に関する国会の決議」『日本科学技術史大系』5 資料 6—19, A及びB p. 235。